

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1		府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（環境関連税制等）</span>			
要望項目名	税制全体のグリーン化の推進			
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の内容</p> <p>第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）に基づき、持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進。</p> <p>（地球温暖化対策）</p> <p>○平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。</p> <p>（自動車環境対策）</p> <p>○平成28年度税制改正大綱（平成27年12月16日自由民主党・公明党）及び「消費税引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」（平成28年8月24日閣議決定）に沿って、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。</p> <p style="text-align: center;">（※詳細については、要望事項「車体課税のグリーン化」を参照。）</p> <p>（森林・自然の維持・回復）</p> <p>○市町村が主体となった森林・林業施策を推進することに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。</p>			
関係条文	—			
減収見込額	[初年度]	( )	[平年度]	( )
	[改正増減収額]			(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>低炭素社会を始めとする持続可能な社会の実現のためには、あらゆる施策を総動員する必要がある。税制はその有効な政策ツールである。</p> <p>第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）において、「税制については、諸外国の状況も含め、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等による環境効果等を総合的・体系的に調査・分析することにより、税制全体のグリーン化を推進する」とこととされており、持続可能な社会の構築に向け税制面からの一層の検討が求められている。</p> <p>このため、持続可能な社会を構築する観点から、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現する必要がある。</p> <p>とりわけ地球温暖化対策については、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）において、「環境関連税制等のグリーン化については、低炭素化の促進をはじめとする地球温暖化対策のための重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む」とこととされた。また、同計画では、地球温暖化対策のための税について、「平成24年10月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用して、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー</p>			

	<p>起源二酸化炭素排出抑制の諸施策を着実に実施していく」とされており、その税収の有効活用に取り組む必要がある。</p> <p>森林吸収源対策及び地方の温暖化対策に関する財源の確保については、平成 28 年度税制改正大綱（平成 27 年 12 月 16 日自由民主党・公明党）において、「森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する」とされた。経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においても同旨の記述がある。</p> <p>これに関連して、「森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みについて とりまとめ」（平成 27 年 12 月 1 日森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みの専門検討プロジェクトチーム）においては、「国民の暮らしが豊かな森里川海に支えられていることについて、国民の意識の涵養に努めること。」とされている。環境省では、平成 26 年度から「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを開始し、普及啓発を加速化しているところ。豊かな森里川海の形成にもつながる森林吸収源対策を進める上で、荒廃した森林の整備等は不可欠であり、そのために必要な財源を、国民の理解を得て確保していく必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-1. 経済のグリーン化の推進
	政策の達成目標	低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	我が国においては、これまでの環境関連税制が二酸化炭素排出抑制等に相応の効果を有していることに加え、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきたほか、地方自治体における産業廃棄物税や森林環境税等の導入が広がりを見せているなど、税制全体のグリーン化に一定の進展が見られる。 しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素や廃棄物に係る税率は依然として低いこと、更にはEU等における環境税制改革の動きや二重の配当論等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税制全体のグリーン化は、税制を環境負荷に応じたものとするすることで、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働かせるなど、持続可能な社会を実現する上で有効な政策ツールである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	第4次環境基本計画にあるとおり、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることに留意しながら、税制全体のグリーン化を推進する。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 17～28 年度税制改正要望において、毎年度関連要望を提出。